

# 2021 年度事業計画

公益社団法人日本複製権センター

## 《はじめに》

公益社団法人日本複製権センター（JRRC）は、2012年4月1日にそれまでの社団法人から公益社団法人に移行し、より公益に資する活動を行うために、権利者及び利用者に対し、著作権に関する積極的な事業活動を展開してきた。

事業の実施については、公益法人移行後、三カ年毎に基本計画を策定し、本年度は第三次三カ年基本計画（以下「三カ年計画」という。）の三年度目にあたる。

したがって、三カ年計画の目的を達成すべく、昨年度に引き続き、管理業務拡充、国際戦略の策定、実態調査改善企画、教育環境整備、そして補償金等の海外收受管理の整備の5つの重点事業として事業計画を策定する。

## 《特記》

新型コロナウイルス禍の JRRC の事業に与える影響については、今後の社会的状況を推測することは困難であり、事業活動において積極的な策を打つことについては今期においてもなお制限の中でのことが予想される。このような状況を鑑み、次に掲げる重点事業の実施に関しては抑制的にならざるを得ない可能性を含みつつ、それでもなお最大限の効果を目指して策定することとしたい。

## 《重点事業》

### 1. 電磁的複製の許諾促進および新規契約促進のさらなる取組み

前述の特記事項を前提としつつ、利用契約促進へ向けた取組みとして、次の事業を柱として実施する。

- ① 委託予定者である日本経済新聞社に加え新規委託者からの管理委託増を推進し、これを契機として電磁的複製利用許諾への変更の促進を図ることに加え、
- ②～④の施策を有機的に組合せながら実施することで、新規契約者の獲得も推進し、使用料収入の増大を目指す。
- ② JBMIA（一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会）及び日本行政書士会連合会などの業界団体、関連団体との連携を企図し、JRRC の認知度を上げつつ契約促進の取組みに向けての環境整備を行なう。
- ③ 「人から人」の契約促進活動が抑制されるところを代替し補う必要から、より一層の頻度と深度を以てネット・紙媒体を活用した積極的な広報を実施する。併せて利用者団体などのターゲットを絞った著作権セミナーを実施することで JRRC 告知と連動した契約手続き案内業務を展開するなどして、積極的な周知、契約促進の取組みを実施する。
- ④ 民間企業などの就業環境の変化に即して、利用者ニーズにあった利便性の高い許諾範囲を提供できるよう、委託者から現在管理の委託を受けていない利用形態や権利の委託が得られるよう、委託者の理解を得るための努力を継続する。また必要に応じて管理委託契約約款を変更する。

- ⑤ ①～④の事業を効率的且つ円滑に実施するために、徴収および契約者管理に関する業務フローの見直しを継続して行い、前年に引き続く第二段階として当該業務の管理システムの再構築・統合を図り、2021年度中の運用開始を目指し要件定義及び開発を行う。
2. 新方式実態調査改善計画の再検討と再策定  
民間企業を中心とした就業環境の大きな変化に対し、過年度より準備を続けてきた新たな調査方法の実施の方式について再検討を行い、改めての実施可能な方向へ改善を図る。(注1)
3. 国際的な連携の実現と国際戦略の策定  
IFRRO（国際複製権機構連合）及びそれに加盟する各国 RRO との連携を深めつつ、海外 RRO との双務協定締結に向けた環境を整える。
4. 教育機関における許諾環境の整備  
一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 SARTRAS が実施する補償金管理及び、教育側から求められているライセンス環境の整備について協力し JRRC の関与方策の検討を行うなど必要な役割を果たす。
5. 補償金等海外に対する収受・分配に係る管理の整備  
SARTRAS 補償金制度が有償実施され、2022年には海外分を含む当該補償金の分配が行われる予定であることから、2021年内には海外向けの当該補償金を分配する方途を確定し、また海外からの補償金等の分配につき国内に適切に分配する体制構築が必要とされる。そこで、まず現在海外管理団体と双務契約を締結し業務を行っている一般社団法人学術著作権協会と協力体制をとり、他の関係権利団体とも協議を進めつつ体制構築のための著作権管理機構の設立を準備する。

## 《経常事業》

I. 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業を行う。

### 1. 徴収

2021年度の徴収目標額を580,000千円とする。

### 2. 分配

2020年度分として徴収した著作物複製利用許諾契約に基づく複製使用料を、前回同様の分配方法にて、2021年9月末に各会員団体及び個別受託契約の契約先に分配する。

II. 著作権思想の普及及び調査・研究に関する事業を行う。

### 1. 一般及び利用者への著作権思想普及・啓発活動

#### (1) JRRCの自主事業

公益社団法人として、一般及び利用者を対象に、広く著作権に関する知識

の普及・啓発活動を行う。

- ① オンライン形式をメインに、「JRRC 著作権セミナー」を開催するほか、一般又は利用者向け等著作権教育講座を開催する。これらに加え内容の難易度等を勘案した著作権教育講座を適宜開催
- ② メールマガジン等による著作権知識の普及・啓発活動
- ③ 利用企業・団体からの講師派遣（オンライン含む）依頼への対応
- ④ 著作物複製利用に関する啓発用パンフレット等の作成・配布
- ⑤ ホームページ、インターネット及び専門新聞等での広報・宣伝活動の実施
- ⑥ 一般又は利用者からの著作物利用に関する問合せや相談を通じた、著作権に関する知識の普及・啓発
- ⑦ JRRC 創立 30 周年記念事業として、2021 年 9 月を目処に節目となるイベントの開催、および拡大版の著作権セミナーなどの開催を企画・実施（注 2）

(2) 文化庁、著作権情報センター等の普及事業への参加

- ① 文化庁著作権セミナー他各種文化庁主催・共催事業への参画、並びに講師の派遣（注 3）
- ② 同庁の著作権教育連絡協議会会員として著作権思想の普及・啓発活動への参加
- ③ 著作権情報センターの正会員として同センターの普及・啓発活動への協力

2. 国際的な活動への取り組み

- ① 文化庁著作権課国際著作権室との連携の中で、同課が担当しているアジア各国との著作権に関する会議への参加、あるいは各国訪問団の受け入れ、国際会議への講師派遣、WIPO（世界知的所有権機関）研修に関する各種会議への参加等、必要な支援・協力を通じて積極的に国際的な活動を実施する。（注 4）
- ② 海外 RRO 又は MMO（Media Monitoring Organization）におけるデジタル分野での対応等、JRRC にとって必要かつ重要な情報を収集すると共に、国内外の関連団体との連携を通じて国際的な著作物の利用に関する調査・研究を行う。

3. 図書館における著作物利用に関する協議への参加

「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」に参加し、JRRC の管理事業に関する事項について、権利者、利用者双方の中間の立場に立ち、必要な検討を行う。

III. 著作物や著作権者の所在を明らかにするデータベースの整備

当センターの著作物データベースに関する改善点等を再検討しつつ、ジャパンサーチ等の公的なアーカイブとの連携も視野に、構築へ向けた検討を行う。

#### IV. 事業継続計画 (Business Continuity Plan) の整備

アフターコロナ、ウィズコロナに対応する一層のテレワーク環境等の構築のほか、今後の緊急事態が発生した場合に備え、事業継続のための方法に関するBCPを業務の効率化と併せて引き続き整備する。

以上

---

注1 / 注2 / 注3 / 注4 :これらの事業遂行の可否は、新型コロナウイルス感染禍の状況および収束の期間に影響される。